

# 「カニなどの海産物」を勧める悪質な電話勧誘に注意!!

## 3. トラブルに遭わないための3つのポイント



### 1. 見知らぬ業者からの突然の電話には用心しましょう!



お久しぶりです。前にカニを買っていただいた北海道の店です。昔の伝票を見てお電話しています！  
(全部うそだけど…)

昔行った北海道旅行の際に寄ったお店かなあ。



### 2. 話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう!

■ 断るときは、「**いりません**」、「**関心ありません**」を**大きな声で、はっきり**と言いましょ。



今だけ！49,800円のカニを、特別に19,800円に値下げします！お得ですよ！どうですか？

しつこいなあ。もう疲れた…

わかりました。買います…

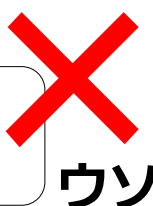


### 3. あきらめないで！ 海産物などの生鮮食品もクーリング・オフできます!

- 契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。
- **クーリング・オフ期間を過ぎて**いるようにみえても、**契約を解除**できる場合があります。
- **パックを開けてしまっても、食べてしまっても、クーリング・オフ**できます。



だめですよ！  
生ものはクーリング・オフできませんよ！  
開けてしまったら料金は払ってください！



少し食べてしまったんだけど…  
もう払うしかないのかな。。



こんなときも・・・あきらめずにすぐ相談しましょう! ➡

# 電話勧誘で購入したけど解約したい・・・ 「クーリング・オフ」ってどうやるの？

## クーリング・オフの手続



## ハガキの書き方の例

- ① 電話勧誘販売に係る契約書面を受け取った日を含めて**8日以内**に書面で通知します。
- ② 契約(申込)年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ 必ずハガキなどの書面に書いて、表・裏ともにコピーを取ります。コピーは大切に保管しましょう。
- ④ ハガキは「**特定記録郵便**」または「**簡易書留**」などの「出した日付」が分かる方法で出して、受領書などをもらい、保管しておきましょう。

契約解除通知書

● 契約(申込)年月日：○○年○○月○○日  
● 販売会社：○○会社  
● 担当者名：○○○○  
● 商品名：○○○○一式  
● 契約金額：○○○○,○○○円

右の契約を解除いたします。

○○年○○月○○日

住所  
氏名

**クーリング・オフの方法が分からないときは、消費生活センターに相談しましょう！**  
**一人で電話できないときは、家族や周りの人に相談しましょう。**

## ■ ご相談・お問合せ

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」にご相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188